

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会

第8回 会議資料

三豊市役所危機管理セク-3階災害対策本部室
令和4年3月31日(木)午後2時00分から



会議資料

【目 次】

議題 8-1	1. 三豊市意見公募に関する要綱 1
	2. 三豊市意見公募手続きに関する要綱 2
議題 8-2	3. 三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会スケジュール(案) . . . 4
議題 8-3	4. 三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例 5

○三豊市意見公募に関する要綱

平成18年1月1日

訓令第15号

改正 平成26年3月31日訓令第4号

全改 平成31年2月18日訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、市民からの意見公募に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画を促進し、公正な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(公募の方法)

第3条 実施機関が実施できる意見公募の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) アンケート
- (2) 市政モニター
- (3) 広聴会
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

(意見等の提出)

第4条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 書面による提出
- (2) 郵便等による提出
- (3) 電子メールによる提出
- (4) ファクシミリによる提出
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

2 意見等を提出しようとする市民は、住所、氏名、連絡先等、市民であることを明らかにしなければならない。

(意見公募の公表)

第5条 市長は、意見公募を行う場合、意見公募案件の一覧表を作成し、広報誌、ホームページ等により公表するものとする。

2 [前項](#)の一覧表には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見公募案件の名称
- (2) 意見等の提出期間及び方法
- (3) 実施機関名及び問い合わせ先等

(意見等の取扱い)

第6条 実施機関は、施策等の策定、変更等を行う場合、提出された意見等を参考とすることができる。

(意見等の公表)

第7条 実施機関は、提出された意見等を参考に、施策等の策定、変更等を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、軽微なものについては、公表を要しない。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見に対する実施機関の考え方

2 提出された意見等のうち、公表することにより、提出した者の権利等を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成26年訓令第4号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

○三豊市意見公募手続に関する要綱

平成31年2月18日
訓令第1号

三豊市意見公募に関する要綱(平成18年三豊市訓令第15号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、市民等からの意見公募手続に関し必要な事項を定めることにより、市民等の市政への参画を促進し、公正な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 基本的な政策等の策定過程においてその趣旨、内容等を公表し、当該公表したのに対して市民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を受け、それらを考慮して意思決定を行う手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
 - オ 前各号に掲げるもののほか、意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

(公募の対象)

第3条 意見公募手続の対象となる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃
 - ア 市の基本的な制度を定める条例
 - イ 市民生活に重大な影響を与える条例
 - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)
- (2) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における政策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (3) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定
- (4) 大規模な公共事業及び主な公共施設の基本計画の策定又は大幅な変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、意見公募手続が必要であると市長が認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは意見公募手続の対象としない。

- (1) 緊急を要する場合で意見公募手続の実施が困難なとき。
 - (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するものであるとき。
 - (3) 法令等の制定又は改廃に伴い当然必要となる規定の整備その他軽微な変更等を内容とするものであるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、意見公募手続を行わず政策等の策定、変更等を行うことができる。
- (1) 市が設置した審議会等又は市民会議が意見公募手続に準じた手続を経て策定した答申、報告等に基づき政策等の策定、変更等を行うとき。
 - (2) 法令等により案の縦覧、意見提出手続等が定められている政策等の策定、変更等で、意見公募手続と同等の効果を有すると認められる手続を行ったとき。

(公募対象の決定)

第5条 前2条の規定により、政策等が意見公募手続の対象となるか否かの決定については、当該政策等を所管する部長が行うものとする。

2 前項の決定において、決定を行うに当たり疑義が生じた場合には、当該政策等を所管する部長と総務部長が協議により決定するものとする。

(公表の時期及び資料)

第6条 市長は、政策等について、意思決定を行う前の適切な時期に案を公表するものとする。

2 市長は、前項の案を公表するときは、当該案の理解を深めるための資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表の方法)

第7条 [前条](#)の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 政策等の所管部署及び各支所での閲覧
- (3) その他市長が必要と認める方法

2 市長は、[前項](#)に定めるもののほか、市の広報紙、掲示場等を活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 [前2項](#)の規定による公表及び周知を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間その他必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出期間)

第8条 市長は、市民等が政策等の案に対する意見等を提出することができる期間を、当該案を公表した日から30日以上と定めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、その理由を公表し、期間を短縮することができる。

(意見等の提出方法)

第9条 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長が指定する場所への書面による提出
- (2) 郵便による提出
- (3) 電子メールによる提出
- (4) ファクシミリによる提出
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

2 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名及び連絡先を記載し、市民等であることを明らかにしなければならない。

(意見等の考慮)

第10条 市長は、[前条](#)の規定により提出された意見等を十分に考慮して、政策等の策定、変更等の意思決定を行うものとする。

(意見等の公表)

第11条 市長は、[前条](#)の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び当該意見等に対する市長の考え方を公表するものとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、市長は、提出された意見等が次に掲げるものである場合は、[同項](#)の規定による公表に当たり、当該意見等の全部又は一部を除くことができる。

- (1) 個人又は団体等に対する誹謗中傷又は公序良俗に反することが明白であるもの
- (2) その概要を公表することにより提出者又は第三者の権利を害するおそれがあるもの

3 [第1項](#)の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 政策等の所管部署での閲覧
- (3) その他市長が必要と認める方法

(他の意見等提出の機会)

第12条 市長は、より多くの意見等の提出のため、この訓令に定める意見公募手続のほか、アンケート、説明会、市政モニター等他の意見等の提出の機会を設けるよう努めなければならない。

(運用状況の作成)

第13条 市長は、意見公募手続の実施状況を取りまとめ、市のホームページにおいて公表するものとする。

(個人情報の保護等)

第14条 市長は、意見公募手続の実施により収集した個人情報について、[三豊市個人情報保護条例\(平成18年三豊市条例第12号\)](#)に基づき、適切に取り扱わなければならない。

2 市長は、市民等から提出された意見等に[三豊市情報公開条例\(平成18年三豊市条例第11号\)](#)に規定する非公開情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないものとする。

(その他)

第15条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会スケジュール（案）

開催時期	議 題
令和3年 7月29日 (木) 15:00～	第1回検討委員会 ・委嘱状の交付 ・正副委員長選出 ・諮問 ・報告協議事項 資料説明 ・次回開催日程協議
8月24日 (火) 14:00～	第2回検討委員会 ・適正規模及び適正配置の基本的な考え方について
9月15日 (水) 13:30～	第3回検討委員会 ・現地視察
10月19日 (火) 15:00～	第4回検討委員会 ・適正規模及び適正配置の基本的な考え方について
11月22日 (月) 14:00～	第5回検討委員会 ・具体的な取り組み方について
12月20日 (月) 15:00～	第6回検討委員会 ・具体的な取り組み方のまとめ ・答申書（案）について ・パブリックコメント実施について
令和4年 1月12日 (水) 14:00～	第7回検討委員会 ・答申書（案）について ・パブリックコメント実施要領について
令和4年 3月31日 (木) 14:00～	第8回検討委員会 ・パブリックコメントの中止について（報告） ・スケジュールの変更について（案） ・委員の変更について（案） ・次回の検討委員会日程について
令和4年 7月 ） 11月	第9回検討委員会 ・スケジュール等について （以降の回数は未定とし、第9回検討委員会にて決定予定）
12月	答申書の提出（予）

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例

○三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例

令和3年3月29日
条例第3号

(設置)

第1条 三豊市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)におけるより良い教育環境を整備し、充実した学校教育等の実現に資するため、三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、三豊市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に答申する。

- (1) 学校の適正規模・適正配置に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、児童及び生徒の教育環境・施設並びに就学前教育・保育環境に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会連合会の代表
- (3) 公共的団体の代表
- (4) 市立保育所長の代表
- (5) 市立幼稚園長の代表
- (6) 市立小学校長の代表
- (7) 市立中学校長の代表
- (8) 市立保育所の保護者の代表
- (9) 市立幼稚園PTA役員の代表
- (10) 市立小学校PTA役員の代表
- (11) 市立中学校PTA役員の代表
- (12) 地区公民館長の代表
- (13) 公募による者

(14) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により会議を非公開とすることができる。

5 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、諮問事項について、教育委員会に答申した日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 検討委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定め

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(最初の検討委員会の招集)

2 検討委員会については、委員長が選任されるまでの間は、[第5条第1項](#)の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 [三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例](#)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略